

「投資信託受益権振替決済口座」設定におけるご説明

(契約締結前交付書面)

および

投資信託約款・規定集

2024年1月1日現在

「投資信託受益権振替決済口座」設定におけるご説明(契約締結前交付書面)

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。投資信託受益権決済口座設定のお申し込み前に本書面をよくお読みになり、内容をご理解ください。

当行では、お客さまの保有される投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の振替決済口座の取り扱いをいたしております。取り扱いに際しては、法令に従って当行固有財産と分別して記帳および振り替えを行います。

手数料など諸費用について

- ・口座管理料はかかりません。
- ・投資信託を当行以外の口座管理機関へ移管される場合は、1銘柄につき1,100円(税込)※の出庫手数料がかかります。
- ・この契約に関しては、クーリング・オフの対象にはなりません。

※消費税率が変更となった場合は、上記手数料も変動する可能性があります。

振替決済口座設定契約の概要

振替決済口座は、社債等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において開設をいたします。また、お客さまが投資信託について権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。なお、当該投資信託については、法令に基づき当行の固有財産と分別して記帳および振り替えを行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条第2項および第33条の2の規定に基づくものであり、当行において投資信託の取り引きが行われる場合は、以下によります。

- 取り引きにあたっては、預金口座に加え、投資信託口座の開設が必要となります。
- 当行では、買付注文と同時にお客さまの指定預金口座より申込金額等を引き落とします。
- ご注文いただいた取り引きが成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)。

本契約の終了事由

本契約に係る当行の規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、本契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- 本契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当行の規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

販売会社の概要

商号等	株式会社東京スター銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号
本店所在地	〒107-8480 東京都港区赤坂2丁目3番5号 赤坂スカイゲートプラザ
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
対象事業者となっている 認定投資者保護団体	なし
当行の苦情処理措置 および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会 または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
資本金 主な事業 創業年月 連絡先	260億円(2023年3月31日現在) 銀行業 2001年6月 0120-330-655 または取り引きのある営業店にご連絡ください。

投資信託約款・規定集

目次

投資信託総合取引約款	2
第1章 総合取引	2
第2章 指定預金口座方式取扱規定	3
第3章 雜則	4
投資信託受益権振替決済口座管理約款	5
累積投資約款(株式投資信託用)	8
投資信託積立買付取扱約款	9
特定口座約款(投資信託)	11
非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款	14
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	21
インターネット投資信託サービスに関する 書面の電子交付サービス規定	27
デジタル端末による投資信託取引規定	29
NISA制度のご注意事項	30
インターネット投資信託サービスに関するご注意事項	31
投資信託等のトータルリターン通知サービスの ご提供について	31

【投資信託総合取引約款】

第1章 総合取引

第1条(約款の趣旨)

- (1)この約款は投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)に関する取り引きおよび累積投資取引またはそれらを組み合わせた取り引きならびに指定預金口座方式(以下これらを総称して「総合取引」といいます。)について、お客さまと株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2)この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「累積投資約款(株式投資信託用)」、「投資信託積立買付取扱約款」、「特定口座約款(投資信託)」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」、「インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定」および「デジタル端末による投資信託取引規定」によるものとします。
- (3)お客さまは、この当行の投資信託総合取引約款に掲げる事項をご承認いただき、自らの判断と責任において総合取引を行うものとします。

第2条(総合取引の利用)

お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取り引きをいつでもご利用いただけます。

- ①投資信託受益権振替決済口座管理約款
- ②累積投資約款(株式投資信託等用)
- ③投資信託積立買付取扱約款
- ④特定口座約款(投資信託)
- ⑤非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
- ⑥未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
- ⑦インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定
- ⑧デジタル端末による投資信託取引規定

第3条(申込方法等)

- (1)お客さまは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名押捺し、これを当行の本支店(「営業店」といいます。)に提出することによって総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。なお、印章を届け出でない場合は、印章を押捺されずに申し込みをすることもできます。
- (2)お客さまが総合取引の申し込みをされる場合には、第2章に定める指定預金口座方式の利用の申し込みを同時にしています。

第4条(ご本人の確認)

お客さまが総合取引を開始される際、当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年3月31日法律第22号。以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。)」および同法施行令・施行規則の定めに従い、本人確認を行わせていただきます。本人確認は、犯罪収益移転防止法に定める本人確認資料(以下、「公的本人確認書類」といいます。)の提示を受けることにより行います。

第5条(印鑑届出)

お客さまは、総合取引開始時に第3条の申込書により印章を届け出るものとします。印章を届け出でない場合は、取引に際して必要となる都度印章の押捺に代わり、前条に定める方法により本人確認を行わせていただきます。

第6条(反社会的勢力と取引謝絶)

総合取引は、次条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行は総合取引の開始をお断りするものとします。

第7条(取引の解約)

総合取引は、次の場合に解約されるものとします。第2項および第3項に該当する場合は、当行は、あらかじめ書面により通知したうえで総合取引を解約することができます。

- (1)総合取引は、次の場合に解約されるものとします。

- ①お客さまから解約のお申し出があった場合
- ②お客さまの指定預金口座が解約された場合

- (2)次の各号に該当する場合は、当行はあらかじめ書面により通知したうえで総合取引を解約することができます。

- ①投資信託振替決済口座における投資信託の残高が一定期間以上ない場合
- ②やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

- (3)前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取り引きを継続することが不適切である場合には、当行はこの総合取引を停止することができ、また、お客さまに対して書面により通知したうえで総合取引を解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

- ①お客さまが、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取り引きに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第8条（注文の取り扱い）

- (1)投資信託の買付けまたは解約の注文を行うときは、氏名もしくは名称、銘柄、口座区分、数量、金額等、必要事項を当行所定の申込書に記入し、当行の営業店に提出ください。
- (2)買付けもしくは解約の注文等の受付时限は、投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り午後3時とし、お客さまが注文等の申し込みを行った後、受付时限までに当行が所定の受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞無く委託会社に取り次ぎます（以下、当行が受け付けた注文等を委託会社へ取り次ぐための手続きを「手続き」といい、また、その手続きを開始する日を「手続き日」といいます。）。
- (3)買付けまたは解約の注文を行う日の翌営業日以降に手続きの指示をする場合（以下、「先日付注文」といいます。）は、手続き日を申込書にご記入ください。先日付注文による手続き日は、当行所定の一定期間内に該当する場合のみ、これを受け付けることとします。
- (4)この約款に別途定めのある場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行は注文の受付けができません。以下第3～第5号に該当する場合、当行は注文の受付けを中止し、取り消しを行います。第3号の場合は、委託会社が申し込みの受付けを再開した後に改めて注文を行ってください。
 - ①買付取引について、買付代金および所定の手数料ならびに消費税等の合計額が、買付注文時点のお客さまの指定預金口座の支払可能残高を超えるとき
 - ②解約取引について、お客さまの残高を超える注文がなされたとき
 - ③買付けまたは解約取引について、委託会社が買付けまたは解約の申し込みの受付けを一時中止したとき
 - ④買付けまたは解約にかかる取引について、委託会社に対する認可の取消しその他の処分もしくは営業譲渡等または受託信託会社の辞任等があったとき
 - ⑤天災・事変、裁判所等の公的機関の措置、回線またはシステムの障害、その他やむを得ない事由によるとき
 - ⑥お客さまが指定預金口座を解約したとき
 - ⑦お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき

第9条（危険負担）

当行は、以下の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①天災・事変、裁判所等の公的機関の措置、回線またはシステムの障害、その他やむを得ない事由により、投資信託口座の開設（含非課税口座の開設）、取扱商品の設定または解約注文の執行、金銭および受益証券の授受、分配金の再投資および支払い、または保護預かりの手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合
- ②前記①の事由により、保護預り証券が紛失、毀損した場合、または償還金等の指定預金口座への入金が遅延したことにより生じた場合
- ③依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合、あるいは提出いただいた本人確認書類等を照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合
- ④電信または郵便の誤謬、遅延等当行の責に帰すことのできない事由により生じた場合

第2章 指定預金口座方式取扱規定

第10条（指定預金口座の取り扱い）

指定預金口座は、原則として当行の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。また口座の名義は、原則として投資信

託口座の名義と同一のものとします。

第11条(指定預金口座への解約金等の入金)

当行は、投資信託の解約金、償還金および収益分配金を、所定の手数料と手数料に係る消費税、信託財産留保額、所得税および住民税等を差し引いたうえで、当行の指定預金口座に遅滞なく入金いたします。また、投資信託の取得に際し、事前にお預りした金額から取得代金、それに係る手数料および手数料にかかる消費税(以下「取得代金等」といいます。)を差し引いた残金についても同様に、お客さまの指定預金口座に遅滞なく入金いたします。これらの指定預金口座方式は、第1章、本章および第3章の規定に従います。

第12条(指定預金口座の変更)

(1)指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届け出してください。

(2)変更申し込み受付後の取り扱いは、第10条に準じて行うものとします。

第13条(受入書類等)

指定預金口座に入金する場合には、その都度お客さまからの受領書の受け入れは不要といたします。

第14条(入金額等の確認)

当行は、投資信託の解約金・償還金および収益分配金を指定預金口座への入金により支払います。当該入金額はお客さまに送付または交付される計算書・報告書等に記載されますので、お客さまは必ずその内容をご確認ください。

第15条(解約)

指定預金口座方式は次の場合に解約されます。なお、指定預金口座方式が解約された場合、第7条により総合取引も解約となりますので、ご注意ください。

- ①お客さまから解約のお申し出があった場合
- ②総合取引が解約された場合
- ③第12条による指定預金口座の変更がないままに指定預金口座の解約が行われた場合

第3章 雜則

第16条(届出事項の変更)

(1)改名、転居および届け出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きによって遅滞なく当行にお届け出ください。

(2)前項のお届け出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書その他当行が必要と認める書類等を提出いただくことがあります。

(3)お客さまから第1項の届け出がないため、当行からお客さま宛ての通知もしくは送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合、当行は、通常到着すべき日時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第17条(譲渡、質入れの禁止)

(1)この約款によるお客さまの権利(この約款および取次票等)は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第18条(成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出してください。投資信託保有者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出してください。

(3)すでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも第1項および第2項と同様に届け出してください。

(4)第1項～第3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に届け出してください。

(5)第1項～第4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条(本約款の改定)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第20条(合意管轄)

この約款に関する訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とします。

以上

【投資信託受益権振替決済口座管理約款】

第1条(約款の趣旨)

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)に開設される際、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条(振替決済口座)

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

(1) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合においては、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託の記載または記録する内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

(2) 当行は、お客さまが投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条(振替決済口座の開設)

振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」(以下、「振替決済口座設定申込書」とします。)によりお申し込みいただきます。その際、投資信託総合取引約款の第4条に定める方法により本人確認を行わせていただきます。

(1) 当行は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

(2) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があつたものとして取り扱います。

第3条の2(マイナンバーの届け出)

お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、マイナンバー(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまのマイナンバーを当行に届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条(契約期間等)

(1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

(2) この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、以後も同様とします。

第5条(当行への届出事項)

「振替決済口座設定申込書」に記載された住所、氏名もしくは名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、マイナンバー等をもって、お届けの住所、氏名もしくは名称、生年月日、マイナンバー等とします。印影の届け出をされている場合は、「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影をもって、届出印影とします。

第6条(振替の申請)

(1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振り替えの申請をすることができます。

①差し押さえを受けたものその他の法令の規定により振り替えまたはその申請を禁止されたもの

②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振り替えを行うもの(当行の口座を振替先とする振り替えの申請を行う場合を除きます。)

④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日ににおいて振り替えを行うもの(当行の口座を振替先とする振り替えの申請を行う場合を除きます。)

⑤償還日翌営業日において振り替えを行うもの(振り替えを行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振り替えの申請を行う場合を除きます。)

⑥販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振り替えの申請においては次に掲げる日において振り替えを行うもの

イ.収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振り替えを行う日の前営業日以前に振り替えの申請を行う場合を除きます。)

ロ.収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ.償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振り替えの申請を行う場合を除きます。)

二.償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振り替えを行う日の前営業日以前に振り替えの申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振り替えの申請を行う場合を除きます。)

ホ.償還日

ヘ.償還日翌営業日

⑦振替先口座管理機関において、振り替えの申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振り替えを受け付けないもの

(2)お客さまが振り替えの申請を行うにあたっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出印章により記名押印して提出してください。なお、印章を届け出ていない場合は、当行所定の依頼書および公的本人確認書類を用いて営業店へ申し出てください。

①当該振り替えにおいて減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託の銘柄および口座

②お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③振替先口座およびその直近上位機関の名称

④振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤振り替えを行う日

(3)前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。

(4)振り替えの申請が、振替決済口座の内訳区分の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

(5)お客さまが当行に投資信託の解約を請求する場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振り替えの申請があったものとして取り扱います。

第7条(他の口座管理機関への振替)

(1)当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振り替えを行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振り替えの申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振り替えを受け付けない場合、当行は振り替えの申し出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振り替えに必要な事項(当行および口座を開設している営業店名、口座番号、口座名義人の氏名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口かの別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

(2)前項において、他の口座管理機関へ振り替えを行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条(担保の設定)

お客さまの投資信託については、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条(抹消申請の委任)

振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きをさせていただきます。

第10条(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

振替決済口座に記載または記録されている投資信託(差し押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の解約金、償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

第11条(お客さまへの連絡事項)

(1)当行は、投資信託について、次の事項をお客さまに通知します。

①償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

②残高照合のための場合

③お客さまに対して機構から通知された事項

(2)前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行営業店に直接ご連絡ください。

(3)当行が届け出のあった住所、氏名もしくは名称にあてて通知を行いましたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき日時に到着したものとみなします。

(4)当行は、第2項の規定にかかるわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をい

います。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合は、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第12条(届出事項の変更手続き)

- (1)届出印章を失ったとき、または届出印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、マイナンバーその他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類を提出または「個人番号カード」等を提示願うことがあります。
- (2)前項により届け出があった場合、当行は所定の手続きが終了した後でなければ投資信託の振り替えまたは抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3)第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名もしくは名称、マイナンバー等をもって届出印章・住所・氏名もしくは名称、マイナンバー等とします。

第13条(口座管理料)

- (1)当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2)当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の解約金、償還金、および収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第14条(当行の連帯保証義務)

機構または日本証券代行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全ての履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①投資信託の振替手続きを行った際、機構または日本証券代行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記帳または記録がされていたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分(投資信託を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の解約金、償還金、および収益分配金の支払いをする義務
- ②その他、機構または日本証券代行株式会社(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知)

- (1)当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。
- (2)当行は、当行における投資信託の取り扱いについて、お客さまからお問い合わせがあった場合には、お客さまにその取り扱いの可否を通知します。

第16条(解約等)

- (1)次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振り替えください。なお、第7条において定める振り替えを行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることができます。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客さまから解約のお申し出があった場合
- ②お客さまが手数料を支払わないとき
- ③お客さまがこの約款に違反したとき
- ④第13条による料金の計算期間が満了したときに、口座残高がない場合
- ⑤お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出た場合
- ⑥お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑦お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

- (2)前項による投資信託の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振り替えが完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に準じて解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

- (3)当行は、前項の不足額を引き取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引き落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第17条(解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託および金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第18条(緊急措置)

法令の定めるところにより投資信託の振り替えを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条(免責事項等)

(1)当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故にあった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影が届出印章と相違するため、投資信託の振り替えをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振り替えまたは抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(2)印章を届け出ていない場合は、投資信託総合取引約款の第4条に定める方法により、取引の都度本人確認を行わせていただきます。

第20条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

【累積投資約款(株式投資信託用)】

第1条(約款の趣旨)

- (1)この約款は、株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)を通じて取り引きする当行所定の追加型投資信託について、その受益者(以下「投資家」といいます。)と当行との間の累積投資に関する取り決めです。(以下、当行所定の個々の投資信託のことを「個別ファンド」、またその委託者のことを「投信委託会社」といいます。)
- (2)この約款に別段の定めがないときには、個別ファンドの投資信託約款、目論見書および「投資信託総合取引約款」(以下「総合取引約款」といいます。)等に従って取り扱います。

第2条(申込方法)

- (1)お客さまは所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印し、これを当行の本支店(以下「営業店」といいます。)に提出することによって行うものとし、当行が承諾した場合に限り取り引きを開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金をもって契約の申し込みが行われたものとします。第2回目以降は随時払い込むものとします。なお、印章を届け出ていない場合は所定の申込書および公的本人確認書類を用いて申し込みください。
- (2)累積投資契約が締結されたとき、当行はただちに投資家の累積投資口座を設定いたします。

第3条(金銭の払込み)

お客さまは、個別ファンドを買付けけるため、1回の払込みにつき、1万円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものとし、第2回目以降は随時払い込むものとします。

第4条(買付けの時期および価額)

- (1)当行は、お客さまから買付けの申し込みがあったとき、遅滞なく個別ファンドの買付けを行います。
- (2)前項の買付価額は、買付日の価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。
- (3)買付けられた個別ファンドの所有権ならびにその元本および分配金に対する請求権は、当該買付けの日から投資家に帰属するものとします。

第5条(保管)

- (1)この契約によって買付けられた個別ファンドの有価証券を法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。
- (2)当行は、この契約による個別ファンドを当行名義をもって他の金融機関等に再寄託することができます。
- (3)当行は、当該保管に係る個別ファンドにつき、保管料を申し受けができるものとします。

第6条(分配金の再投資)

前条の保管にかかる個別ファンドの分配金は、お客さまに代わって当行が受領のうえ、当該お客さまの口座に繰り入れ、その全額

をもって決算日の価額により買付けを行います。なお、この場合買付けの手数料は無料とします。

第7条(返還)

- (1)お客様は、いつでも当行を通じて自己の所有する個別ファンドまたは分配金の返還を請求することができます。
- (2)当行は、お客様からの返還の請求を受けたときにこれを換金し、その金銭をお客さまの指定預金口座に入金いたします。この場合の換金金額は、個別ファンドの信託約款の定めに従い、返還請求日の価額に基づくものとします。
- (3)返還請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当行は印章の押捺された所定の申込書の提出を受け、返還金をお客さまの指定預金口座に入金いたします。なお、印章を届け出ていない場合は、当行所定の申込書および公的本人確認書類を用いて営業店へ申し出てください。

第8条(解約)

- (1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - ①お客様から解約の申し出があったとき
 - ②当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③この契約にかかる個別ファンドが償還されたとき
- (2)この契約は、払込金が引き続き1ヶ年を超えて払い込まれなかつたときには解約されることがあります。ただし、前回買付けの日から1ヶ年以内に保管中の個別ファンドの分配金によって指定された個別ファンドの買付けができる場合については、この限りではありません。
- (3)この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく前条に準じて保管中の個別ファンドを返還いたします。

第9条(届出事項の変更)

- (1)お客様は、届出印章・氏名もしくは名称・住所その他届出事項に変更があったとき、または届出印章を喪失や滅失したときは、ただちに当行所定の書面によって営業店に届け出させていただきます。
- (2)前項のお届け出があったとき当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等のご提示を求めることがあります。

第10条(その他)

- (1)当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によても対価をお支払いたしません。
- (2)当行は、次の各号により生じた損害について、その責任を負いません。
 - ①印章が押捺された所定の申込書を受けて、この契約に基づく個別ファンドを返還した場合(印章を届け出ていない場合は、所定の申込書および公的本人確認書類の確認を受けて、この契約に基づく個別ファンドを返還した場合)
 - ②所定の手続きにより返還の申し出がなかつたため、または印影が届出印章と相違するためにこの契約に基づく個別ファンドを返還しなかつた場合(印章を届け出ていない場合は、所定の申込書および公的本人確認書類が確認できなかつた場合)
 - ③天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付け、または個別ファンドの返還が遅延した場合
 - ④届出事項の変更、届出印章の喪失または滅失があつたにもかかわらず、お客様が所定の手続きによって遅滞なく当行に届け出されなかつた場合

第11条(合意管轄)

お客様と当行との間の投資信託取引に関する訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第12条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

【投資信託積立買付取扱約款】

第1条(約款の趣旨)

(1)この約款は、お客様と株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)との間の、投資信託の積立買付サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。

(2)お客様は、本サービス内容を十分にご理解の上ご承諾いただき、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

第2条(買付けする投資信託の選定)

(1)本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が取り扱うファンドの中で対象となるファンド(以下「対象ファンド」といいます。)とします。

(2)お客様は、対象ファンドの中から、本サービスを利用して買付けを行うファンドを指定するものとします。(以下、指定された

買付けを行うファンドを「指定ファンド」といいます。)

(3)当行は、対象ファンドが以下の各号に該当した場合、当該ファンドを対象ファンドから除外することができるものとします。この場合、お客さまに遅滞なく通知するものとし、除外されたファンドについては以後本サービスの利用はできません。

- ①委託会社に対する認可の取消その他の処分等があった場合
- ②対象ファンドが償還されることになった場合もしくは償還された場合
- ③その他やむを得ない事情により当行が必要と認める場合

第3条(申込方法)

お客さまが本サービスを利用するためには、事前または同時に当行の投資信託総合取引口座を開設いただき、所定の申込み手続をしていただくことが必要となります。

第4条(指定ファンドの買付け)

(1)お客さまは、当行の定める所定の引落日の中からお客さまが指定された日(以下「引落指定日」といいます。)に、1万円以上1円単位(ただし、インターネットの場合は1,000円以上1円単位)の金額で指定ファンドの買付けのための引落金額の自動振替を行うよう指定することができます。

(2)当行はお客さまの指定預金口座から自動振替による払込金の受け入れをもって指定ファンドの買付けを行うこととします。ただし、指定預金口座の残高が指定ファンドの買付けに必要な金銭に満たない場合、当該月については指定ファンドの買付けは行わないものとします。

(3)買付日が営業日でない場合は、原則として翌営業日に買付けを行うこととします。

(4)買付日が指定ファンドの買付けを行うことができない日に該当する場合、または委託会社がやむを得ない事情により買付けを一時中止した場合は、当該日以降最初に買付けが可能となった日に買付けを行います。

第5条(分配金の再投資および返還)

指定ファンドの分配金の再投資および返還については、各指定ファンドの目論見書および累積投資約款(株式投資信託用)に従うものとします。

第6条(取引および残高の通知)

本サービスにおける取り引きの明細については、取引残高報告書上にて、原則として四半期ごとに一回通知します。

第7条(申込内容の変更)

- ①お客さまは、当行所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。
- ②お客さまが、指定ファンドの受益権について当行以外の口座管理機関への振り替えを請求した場合には、当該ファンドについて解約の注文を行うものとします。当行は、当該解約注文を取り次ぎ、投信委託会社よりお客さまに代わって受領した分配金および解約代金から手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を、お客さまの指定預金口座に入金します。この入金により、受益権の振り替えに代えるものとします。

第8条(解約)

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ①お客さまが当行所定の手続きにより解約のお申し出があった場合
- ②お客さまが当行所定の手続きにより総合取引を解約された場合
- ③お客さまの指定ファンドが第2条第3項に従い、対象ファンドから除外され、他の指定ファンドの申し込みがない場合
- ④当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤お客さまが本約款の改定に同意されない場合
- ⑥その他やむを得ない事情により当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑦お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになった場合

なお、第4条第2項の当該引落指定日において、3ヶ月以上連續で指定預金口座の残高が指定ファンドの買付けに必要な金銭に満たなかった場合には、自動的に本サービスが解約になることがあります。

第9条(本約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第10条(その他)

お客さまに対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他のお客さまの責に帰すべき事由により延着または到着しなかった場合においては、通常到着すべき日時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

以上

【特定口座約款(投資信託)】

第1条(約款の趣旨)

(1)この約款は、お客さま(個人のお客さまに限ります。)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第37条の11の3第1項の規定(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)の適用を受けるために、株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)に開設される特定口座(法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。)に関する事項を明確にすることを目的とするものです。また、お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

(2)お客さまと当行の間における各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」等当行の約款・規定の定めによるものとします。

第2条(特定口座申込方法)

(1)お客さまが当行に特定口座の開設を申し込みられる際には、特定口座開設届出書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当行に提出いただきます。その際、お客さまは当行所定の公的本人確認書類をご提出いただき、当行は氏名もしくは名称、生年月日および住所等について確認させていただきます。なお、印章を届け出ていない場合は、所定の申込書および公的本人確認書類を確認させていただきます。

(2)お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座を開設いただくことが必要です。

(3)お客さまは当行で複数の特定口座を開設することはできません。

(4)お客さまが特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに特に申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取り扱いを変更することはできません。

(5)お客さまが当行に対して、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出をすることはできません。

(6)第16条(特定口座の廃止)によりこの約款が解約された場合、再び当行に特定口座を開設することができるのは解約日の翌々月になります。

第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

(1)お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

(2)お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

第4条(特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録)

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める、特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

第5条(特定上場株式配当等勘定における処理)

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

第6条(特定口座を通じた取引)

特定口座を開設されたお客さまが、特定口座とした投資信託振替決済口座で行う当行との上場株式等の募集、買付取引については、お客さまから特に申し出がない限り、当行が定める取引を除きすべて特定口座を通じて行うものとします。

第7条(所得金額等の計算)

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算および源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得の計算については、その他関係法令の定めに基づいて行います。

第8条(源泉徴収)

(1)お客様に特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただいた場合は、当行は地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税・住民税の源泉徴収・還付を行います。

(2)源泉徴収・還付は投資信託総合取引における指定預金口座を通じての引き落とし、入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、預金通帳および払戻請求書の提出は省略するものとします。

第9条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等を受け入れます。

(1)お客様が特定口座開設届出書を提出後に、当行で募集、買付けのお申し込みをし、取得した法第37条の11の3第2項に規定する「上場株式等」のうち当行が取り扱う投資信託で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの

(2)お客様が相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した投資信託で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)されたもの

第10条(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

(1)当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第8条の4第1項に規定する投資信託の収益分配金で同項の規定に基づき当行が所得税および住民税を徴収するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業店に係る振替口座簿に記載または記録がされているもの。)のみを受け入れます。

(2)当行が支払いの取り扱いをする前項の投資信託の収益分配金のうち、当行が当該投資信託の収益分配金をその支払いをする者から受け取った後、直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第11条(譲渡の方法)

お客様は、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業店を経由して行われる方法により行います。

第12条(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払い出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払い出しの通知を書面により行います。

第13条(贈与・相続または遺贈による特定口座への受け入れ方法)

第9条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れについては、当行は施行令の定めるところにより行います。

第14条(特定口座年間取引報告書の送付)

(1)当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

(2)当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

(3)前二項にかかわらず、当行は年間の取引について配当なし譲渡なしの場合は特定口座年間取引報告書を交付しません。また、インターネット投資信託サービスを申し込み、電子交付を選択しているお客様への特定口座年間取引報告書は電子交付による交付となります。

第15条(届出事項の変更)

特定口座開設届出書の提出後に、届出印章、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があった場合、お客様は遅滞なく当行所定の届出書(施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)により当行に届け出ることを要します。また、その変更が氏名もしくは名称または住所に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただきます。

第16条(特定口座の廃止)

(1)この約款は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

①お客様が当行に対して当行所定の届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出されたとき。ただし、当該届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります)があるときは、当該届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。

②当行所定の死亡届出書(施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき

③投資信託振替決済口座を解約したとき

- ④お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止に伴う所定の届出書の提出があったものとみなされます。
- (2)この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、当行から解約できるものとし、この場合、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。
- ①お客さまが申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②お客さまが、法令またはこの約款の定めに違反したとき
 - ③やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合
- (3)第1項または第2項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、それ以降源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第17条(法令・諸規則等の適用)

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託総合取引約款等にしたがって取り扱うものとします。

第18条(免責事項)

お客さまが第15条の変更手続きを怠った場合や、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取り扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第19条(約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第20条(合意管轄)

お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

【非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款】

第1条(約款の趣旨)

- (1)この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社東京スター銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2)お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託約款その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が別に定める期限までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税口座開設届出書適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所およびマイナンバー(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年の10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- (2)「非課税口座開設届出書」は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、同一の開設または勘定期間に当行または他の金融機関に重複して提出することはできません。
- (3)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (4)当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ①1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
②10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (5)お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- (6)当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (7)提出した「非課税口座開設届出書」について、以下に該当した場合は法令に基づき、開設した非課税口座はその開設のときに遡って、当初から課税口座であったものとして取り扱います。
当行または他の金融機関にてすでに非課税口座を開設しており、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、非課税口座に該当しないこととなつたとき(租税特別措置法第37条の14第12項)
- (8)当行は、第7項に該当することが判明した場合、お客さまがその判明した時点(以下「当該判明時」といいます)より前に、その非課税口座で買付の投資信託があるときは、その投資信託は、お客さまがその買付時より、課税口座預りにて買付けしたものとして取り扱います。この場合、お客さまは、当該投資信託の買付注文を、過去に遡って取り消すことはできません。解約する

場合は、課税口座預りとして取り扱われます。

- (9)第8項において、課税口座預りで買付けしたものとして取り扱う投資信託より、収益分配金(普通分配金)が発生した場合、その発生が当該判明時より前であるかそれ以後であるかに関わらず、すべて課税扱いとします。当該収益分配金(普通分配金)が当該判明時よりも前に発生し、既にお客さまに非課税扱いで、支払っていた場合には、当行にはその支払時に遡って、税相当額をお客さまから源泉徴収等をする義務が発生します。その場合、当行は当該税相当額徴収のため、お客様の指定預金口座からの引き落としまたはお客様へ支払いの請求その他適宜の方法をとります。また、お客様が当該投資信託を解約することにより譲渡益が発生した場合には、お客様は所得税法等の規定により当該譲渡益の確定申告を義務付けられる場合があります。
- (10)お客様が「非課税口座開設届出書」の手続きを選択した場合、第7項から第9項に該当し、お客様に損害が発生しても、当行はこれに関する一切の責任を負わないものとします。

第3条(非課税管理勘定の設定)

- (1)非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取り引きに関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2)前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の2(累積投資勘定の設定)

- (1)非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取り引きに関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2)前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の3(特定累積投資勘定の設定)

- (1)非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。
- (2)前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の4(特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

- (1)非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2)非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- (3)特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、第17条に規定する上場株式等(以下「取扱上場株式等」といいます。)で、かつ、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業店に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出時の金額をいいます。)の合計額が120万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ.非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取り次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ.他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業店に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)

②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1)当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限りません。)のみを受け入れます。

①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(2)当行は、累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が投資信託である場合に、買付けおよび解約に係る手数料および非課税口座の管理や維持等に係る口座管理料はいただけません。

第5条の3(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもののみを受け入れます。)

①第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

②租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の4(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1)当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（「当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの」に限ります。）のみを受け入れます。

①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の対価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ.当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ.当該期間内の取得額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計が1,800万円を超える場合

②租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

(2)特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

①公社債投資信託以外の株式投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていること、その他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

第6条(譲渡の方法)

(1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(2)累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(3)特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知)

(1)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振り替えによるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(2)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振り替えによるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1

号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかつたものであつて、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払い出しがあつた場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者)に対し、当該払い出しがあつた上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- (3)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものをお除きます。)があつた場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあつた場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあつた上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しがあつた上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (4)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものをお除きます。)があつた場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあつた場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあつた上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取り扱い)

- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定をお除きます。)。
- (2)前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
- ①お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があつた場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管を行うこと
- ②前各号に掲げる場合以外の場合は、特定口座への移管を行うこと

第8条の2(累積投資勘定終了時の取り扱い)

- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定をお除きます。)。
- (2)前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
- ①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があつた場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管を行うこと
- ②前号に掲げる場合以外の場合は、特定口座への移管を行うこと

第8条の3(特定累積投資勘定終了時の取り扱い)

- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定をお除きます。)。
- (2)前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取

り扱うものとします。

①お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合は、非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管を行うこと

②お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管を行うこと

③前号に掲げる場合以外の場合は、特定口座への移管を行うこと

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1)当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所またはマイナンバーの変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合、お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

(2)前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書きの規定のあるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所またはマイナンバーの変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1)当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所またはマイナンバーの変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合、当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

(2)前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書きの規定のあるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所またはマイナンバーの変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条(手数料)

将来、法令・諸規則の変更等が行われることまたは当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じることにより、手数料をいたたくことがあります。

第12条(非課税口座取引である旨の明示)

(1)お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取り引きとさせていただきます(特定口座による取り引きは、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)。

(2)お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第13条(約定金額の合計額が非課税投資枠を超える場合の取り扱い)

(1)お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の約定金額の額の合計額が非課税投資枠を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の約定金額のうち、当該非課税管理勘定に係る約定金額の合計額が非課税投資枠に達するまでは非課税口座に、非課税投資枠を超える部分は非課税口座以外の口座(特定口座または一般口座)で受け入れさせていただきます。また、投資信託の積立買付(以下、「積立買付」といいます。)および当該非課税口座内に保有している取扱上場株式等の分配金を当該非課税口座内で再投資(以下、「分配金再投資購入」といいます。)する場合は、当該非課税口座に係る当該勘定設定期間内の各年の非課税管理勘定を利用いたします。

(2)第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

(3)非課税投資枠は、以下の各号の順に使用します。

①「一般購入(定時定額、分配金再投資以外)の申込日」「定時定額による購入の代金計算日」「分配金再投資による購入の代金計算日」のうち、日付が早い順に使用します。

※代金計算日とは、基準価額が決定し、注文口数が確定する日のことをいいます。

②申込日が同一の一般購入が複数ある場合、お客さまの申込に基づき、当行が処理を行った順に非課税枠を使用します。

③代金計算日が同一の定時定額による購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税枠を、購入申込金額で按分して使用します。

④代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を購入申込金額で按分して使用します。

⑤前各号のいずれにも該当しない場合は、当行の指定する順。

第14条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

①お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日

②租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日。

③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第26項の規定による「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)。

④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日

第15条(取扱上場株式等の範囲)

第5条の取扱上場株式等は、当行において取り扱いのある投資信託とします。

第16条(合意管轄)

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第17条(約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

【未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款】

第1章 総則

第1条 (約款の趣旨)

- (1)この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社東京スター銀行(以下、「当行」とします。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2)当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- (3)お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当行の投資信託約款その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)

- (1)お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が別途定める期限までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所およびマイナンバー(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
- (2)当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3)お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- (4)お客さまがその年の3月31において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31または2024年1月1日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または未成年者口座および課税未成年者口座からの払出し制限に反して投資信託や預金等の払出しをしたこと等の理由により租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定に基づき「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- (5)当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- (1)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取り引きに関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1において18歳未満である年および

出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- (2)前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- (3)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取り引きに関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1)当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、第27条に規定する上場株式等(以下、「取扱上場株式等」といいます。)で次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約兼等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ.受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取り次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ.非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税口座管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2)当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、取扱上場株式等で次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出時の金額の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出時の金額を控除した金額)を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管される上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業店を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条(課税未成年者口座等への移管)

(1)未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取り扱いとなります。

①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ.5年経過日の属する年の翌年3月31においてお客さまが18歳未満である場合は、当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ.イに掲げる場合以外の場合は、当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②お客さまがその年の1月1において18歳である年の前年12月31において有する継続管理勘定に係る上場株式等の場合は、同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2)前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに、当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合は、一般口座へ移管すること

②前号に掲げる場合以外の場合は、特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)へ移管すること

第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。

①災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業店を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと

イ.租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡

ロ.租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ.租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

③当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託すること

第9条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払い出し(振り替えによるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払い出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出時の金額および数、その払い出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条(継続管理勘定への移管)

(1)非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

(2)前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

第12条(出国時の取り扱い)

(1)お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

(2)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第13条(課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客さまが当行または当行と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

第14条(課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預け入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預け入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第15条(譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業店を経由して行われる方法により行うこととします。

第16条(課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託いたします。

第17条(課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。

①災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

②当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業店を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと

イ.租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡

ロ.租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ.租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払い出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払い出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払い出しをしないこと

第18条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第19条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- (1)お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2)前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第20条(出国時の取り扱い)

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条および第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第21条(課税未成年者口座への入出金処理)

- (1)お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
- ①お客様名義の預金口座からの入金
 - ②現金での入金(依頼人がお客様またはお客様の法定代理人である場合に限ります。)
- (2)お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金等を行う場合には、次に定める取り扱いとなります。
- ①お客様名義の預金口座への出金
 - ②現金での引き出し(窓口で行うものに限ります。)
- (3)前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
- (4)お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- (5)前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭がお客様本人のために用いられるることを確認することとします。
- (6)お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

第22条(法定代理人による取り引きの届け出)

- (1)お客様の法定代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取り引きを行う場合には、あらかじめ当行に対して、「法定代理人による未成年者口座開設および取引に関する届出書」の届け出を行っていただく必要があります。
- (2)お客様が前項により届け出た法定代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、法定代理人の変更の届け出を行っていただく必要があります。また、お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届け出を行っていただかなければなりません。
- (3)お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取り引きを行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取り引きを継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただかなければなりません。
- (4)お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届け出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取り引きを行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただかなければなりません。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内かつ当行が定める者に限ることとします。
- (5)お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取り引きを行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取り引きを継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただかなければなりません。

第6章 その他の通則

第23条(取引残高の通知)

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座の取引残高をお客さま本人に通知いたします。

第24条(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1)お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいい)、以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行

に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、一般口座による取り引きとさせていただきます。

- (2) お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第25条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第26条(非課税口座のみなし開設)

- (1) 2024年以降の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業店において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)または特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第27条(本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合は、出国日
- ④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の1月1日
- ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第28条(取扱上場株式等)

第5条にいう取扱上場株式等は、当行において取り扱いのある投資信託とします。

第29条(合意管轄)

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第30条(約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

【インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定】

第1条(適用範囲)

- (1)本規定は、お客さまがパーソナルコンピューターまたは、スマートフォン(以下、「端末」といいます。)を利用し、株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)の東京スターダイレクトを介して提供するインターネット投資信託サービス(以下、「サービスサイト」といいます。)の投資信託関係書面にかかる電子交付サービス(以下、「本サービス」といいます。)に適用されます。
- (2)本サービスとは、「投資信託約款・規定集」に基づき当行よりお客さまへ交付する投資信託関係書面を、サービスサイトを介した電磁的方法により交付するサービスをいいます。(以下、電磁的方法による交付を「電子交付」といい、紙媒体での郵送交付を「書面交付」といいます。また、電子交付する書面のことを「電子交付書面」といいます。)

第2条(電子交付書面の内容等)

- (1)本サービスで取り扱う電子交付書面は、次の各号に定める書面をいいます。

- ①契約締結前交付書面
- ②取引報告書
- ③取引残高報告書
- ④分配金償還金・再投資報告書
- ⑤特定口座源泉徴収(還付)明細書
- ⑥運用報告書
- ⑦特定口座年間取引報告書
- ⑧上場株式配当等の支払通知書
- ⑨その他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面

- (2)本サービスにおける電子交付書面の交付方法等は、次の各号に定めるとおりとします。

- ①本サービスにおける電子交付書面は、当行ホームページよりお客さまの端末にダウンロードする方法により交付するものとします。
- ②お客さまは、当行が定める所定の手続きにより、サービスサイト上において電子交付書面の記載事項の閲覧および交付履歴を確認することができます。
- ③契約締結前交付書面およびその他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面以外の書面(本条第1項2号から9号の書面)は、サービスサイト上において電子交付され、お客さまが閲覧可能となる日より5年間閲覧することができます。

第3条(動作環境)

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当行所定の動作環境を満たすものに限ります。

第4条(申込時の制限およびサービス開始日等)

- (1)お客さまは、本サービスの契約申し込みにあたり、本規定を承諾のうえ申し込むものとします。なお、本サービスの契約は、お客さまの申し込みに基づき、当行システムへの登録が完了した時点(以下、「申込完了日」といいます。)において成立するものとします。
- (2)本サービスは、第2条第1項に定める電子交付書面について個別に申し込むことはできません。また、本サービスの申し込み後は、当行が認める場合を除き、本サービス提供期間中のお客さまによる書面交付の請求は一切受けません。
- (3)当行は、申込完了日の翌日(以下、「切替日」といいます。)以降より電子交付書面の電子交付を開始するものとします。ただし、当行の都合により、電子交付の開始日を変更する場合があります。

第5条(口座解約時の取り扱い)

お客さまのスターワン口座、投資信託口座または東京スターダイレクトが解約された場合は、書面の電子交付が予定されている場合であっても、解約日後は、投資信託関係書面については書面交付にて取り扱うものとします。なお、お客さまのスターワン口座、投資信託口座または東京スターダイレクトの解約日後は、電子交付書面の閲覧も含め、本サービスの利用は一切できません。

第6条(解約)

- (1)本サービス契約は、当行またはお客さまの都合で、通知によりいつでも解約できるものとします。ただし、お客さまからの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。
- (2)当行の都合により本サービスを解約する場合は、届け出の住所等に解約の通知を行います。その場合に、届け出の住所にあてて発信した通知が延着または到着しなかったとき(受領拒否の場合を含む。)は、通常到着すべき日時に到着したものとみなすものとします。
- (3)第1項の定めにかかわらず、次の事項のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも、お客さまへ事前に通知することなく本サービス契約を解約できるものとします。
- ①お客さまの東京スターダイレクトの契約が解除された場合
 - ②お客さまの指定預金口座が解約された場合

③お客さまによる本サービスの利用が不適当であると当行が判断する事由が生じた場合

④お客さまが当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合

⑤お客さまが本規定または本規定に基づく当行所定の事項に違反した場合

第7条(本サービス提供の一時停止または中止等)

(1)当行は、お客さまの承諾およびお客さまへの通知なく、いつでも本サービスの取り扱いを一時停止、中止または本サービスの内容変更を行うことができるものとします。

(2)当行は、当行の都合により、お客さまへ交付する投資信託関係書面を電子交付ではなく書面交付に替えることができるものとします。なお、この場合、改めての投資信託関係書面の電子交付は行いません。

(3)法令等の変更、監督官庁の指示その他やむを得ない事由が生じたときは、当行は本サービスの取り扱いを一時停止または中止し、投資信託関係書面の電子交付を書面交付に替えることができるものとします。

第8条(免責事項)

当行は、第6条、前条および次の各号の事由により生じるお客さまの損害については、その責を一切追わないものとします。また、本サービスに関する連絡、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

①当行の責めによらない通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害または欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害または欠陥、もしくは第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの全部または一部について提供ができなくなったとき

②天災地変等の不可抗力および当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があるとき

③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩したとき

第9条(規定の準用)

本規定に定めのない事項は、東京スターダイレクト取引規定等を準用します。他の規定と本規定で重複して定められた内容の解釈については、本規定が優先するものとします。

第10条(本規定の改定)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第11条(準拠法・合意管轄)

本規定の準拠法は日本法とし、本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【デジタル端末による投資信託取引規定】

第1条(規定の趣旨)

(1)この規定は、お客さまが株式会社東京スター銀行(以下「当行」といいます。)が所有・管理するパソコン・タブレット等電子計算機の端末(以下「デジタル端末」といいます。)を使用して行う各種投資信託取引に関する取り決めです。

(2)本規定に別段の定めがないときは、投資信託約款、目論見書および「投資信託総合取引約款」等当行の約款・規定の定めによるものとします。

第2条(取り扱い範囲)

当行がデジタル端末にて取り扱う取引の範囲は、当行が別途定めるものとします。

第3条(取り扱い商品)

お客さまがデジタル端末にてお取引いただける商品は、当行が別途定めるものとします。

第4条(デジタル端末による取引の申込方法)

お客さまがデジタル端末を利用して投資信託取引を行うときは、取引内容や確認事項を確認のうえ、所定の書類への署名捺印に代わり、以下の方法により申込をいただきます。ただし、お客さまの投資信託取引にかかる指定預金口座にキャッシュカードの発行がない場合または、デジタル端末の機能上以下の方法による申込が受付できない場合には、以下の方法に代わり所定の書類への署名・捺印により申込をいただきます。

(1)デジタル端末の画面上への電子サイン

(2)デジタル端末の画面上への投資信託取引にかかる指定預金口座のキャッシュカードに設定している暗証番号のご入力

第5条(免責条項)

(1)当行は、第4条(2)でデジタル端末に入力された暗証番号とお届けの暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、デジタル端末を利用して投資信託取引を行った者が投資信託口座名義人本人でなかったとき、またはその他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

(2)当行は、次の各号の事由により生じる、投資信託口座の開設(含非課税口座の開設)、指定された口座での取扱商品の注文の執行、金銭及び受益証券の授受、分配金の再投資および支払い、または保護預かりの手続き等が遅延し、または不能となつてもそのために生じたお客さまの損害については、その責を一切追わないものとします。また、本サービスに関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

①当行の責めによらない通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害または欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害または欠陥、もしくは第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの全部または一部について提供ができなくなったとき

②天災地変等の不可抗力および当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があるとき

③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまの暗証番号や、取引情報が漏洩したとき

第6条(本規定の改定)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第7条(合意管轄)

この規定に関する訴訟については、当行の営業店の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とします。

【NISA制度のご注意事項】

- ①非課税口座については、投資信託の一般口座および特定口座と異なり、すべての金融機関を通じて同一年において、お一人につき一口座のみ開設が認められています（金融機関を変更した場合を除く）。非課税口座では、「成長投資枠」、「つみたて投資枠」が設定され、いずれの投資枠もご利用いただけます。なお、株式会社東京スター銀行にて取り扱いの金融商品のうち、対象商品となるのは、税法上の「株式投資信託」であり、うち「成長投資枠」では安定的な資産形成に適した商品、「つみたて投資枠」では長期の積立・分散投資に適した商品に投資いただけます。
- ②各年において既に非課税口座で投資信託の買付けを行っていた場合、同一年内に他の金融機関に非課税口座を変更することはできません。また、非課税口座内に保有している投資信託を他の金融機関に移管することはできません。
- ③投資は、「成長投資枠」における毎年240万円の非課税投資枠、および「つみたて投資枠」における毎年120万円の非課税投資枠の範囲内かつ非課税保有限度額（「成長投資枠」「つみたて投資枠」合わせて1,800万円／うち「成長投資枠」1,200万円）を超えない範囲で行うことができます。なお、「つみたて投資枠」では、積立契約（累積投資契約）に基づき、定期的かつ継続的な口座引き落としにより買い付けが行われます。「つみたて投資枠」の非課税投資枠は毎年120万円であるため、毎月・特定月も合わせた年間の買い付けが120万円を超えない額での契約となります。
- ④非課税口座で保有している投資信託を売却した場合、売却した投資信託の取得価額（簿価）部分は、売却した翌年以降、年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
- ⑤非課税口座で保有している投資信託に対し、収益分配金の支払いを受け、当該収益分配金で再投資（自動買付）を行う場合、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することになります。
- ⑥非課税口座で分配金再投資型の投資信託の買付けを行った場合、支払われる分配金については、その年の非課税投資枠の範囲内で受け入れが可能です。非課税投資枠を超える再投資については、一般口座または特定口座での買付けとなり、課税の対象となります。
- ⑦同一銘柄の投資信託を非課税口座および一般口座または特定口座で保有する場合、それぞれの口座で保有口数に応じた譲渡損益や分配金の非課税・課税の処理がされます。
- ⑧非課税口座における配当所得および譲渡所得等はその収益にかかわらず全額非課税となります。その損失はないものとされ、一般口座または特定口座で保有する他の有価証券の配当所得や譲渡益等との損益通算ができません。また、譲渡損失の繰越控除もできません。また、非課税口座残高を一般口座または特定口座に払い出した場合の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ⑨投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は口座区分に関わらず非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットは享受できません。
- ⑩非課税口座を開設された方が、出国により非居住者となる場合は、出国前に当行に対して「非課税口座出国届出書」、あるいは「非課税口座廃止届出書」の提出をお願いいたします。また非課税口座内に残高がある場合は、売却いただくか、一般口座へ移管いただけます。帰国後、当行所定の手続き書類を提出いただくことで、お取り引きの再開が可能ですが、一般口座に移管した残高は、非課税口座へ移管することはできません。
- ⑪次の条項に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税口座契約は終了します。
- お客様から「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は当該提出日
 - 「非課税口座出国届出書」の提出があった場合は当該提出日
 - お客様が出国により居住者または国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈の手続きが完了し、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日

<つみたて投資枠>

- ①つみたて投資枠では、積立契約（累積投資契約）に基づいて定期的かつ継続的な口座引き落としにより、買付けが行われます。つみたて投資枠での毎年の投資枠は120万円です。例えば、1月から毎月定額を買付けける場合は、年間の投資枠を12で割った100,000円が月間の投資枠となります。
- ②つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- ③「基準経過日」（非課税口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日）における非課税口座開設者の氏名・住所について確認が求められています。確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に当該確認ができない場合には、非課税口座への投資信託の受け入れができなくなります。

以上

【インターネット投資信託サービスに関するご注意事項】

- ①インターネット投資信託サービス(以下、IB投信サービス)ご利用開始以後、取引報告書、取引残高報告書、分配金償還金・再投資報告書、特定口座源泉徴収(還付)明細書、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、運用報告書は原則全て電子交付となります。(IB投信サービスを利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される画面も含まれます。)
- ②IB投信サービスご利用開始以前に交付された各報告書は、電子交付の対象外です。
- ③電子交付履歴および報告書の閲覧可能期間は、作成日の翌営業日より5年間です。(ただし、運用報告書は、運用報告書作成日から5年半となります。)
- ④IB投信サービスを解約されると、電子交付サービスも解約となり、電子交付画面は閲覧できなくなります。なお、解約処理日翌日以降に作成された画面は、郵送交付されますが、IB投信サービスを利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される画面は、IB投信サービス解約後も郵送交付されません。
- ⑤投資信託の残高が無く、3,6,9,12月の翌月第1、2営業日におけるIB投信サービスの解約は、取引残高報告書を閲覧・保管していただくため、解約処理は第3営業日以降となります。解約処理日までに、電子交付された取引残高報告書は必ず閲覧・保管してください。
- ⑥IB投信サービスのご利用は、原則満18歳以上満80歳未満のお客さまが対象となります。そのため、投資信託の買付けおよび積み立て金額の増額は、18歳以上80歳未満のお客さまのみご利用いただけます。80歳以上のお客さまは対面でのお取り扱いとさせていただきます。なお、電子交付画面は、80歳以上のお客さまでも閲覧いただけます。
- ⑦お客さまが出国により、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、IB投信サービスにおける買付け、売却、積み立てはできません。照会・電子交付画面の閲覧のみのお取り扱いとさせていただきます。

以上

【投資信託等のトータルリターン通知サービスのご提供について】

日本証券業協会による「投資信託等のトータルリターンの通知制度」導入に伴い、株式会社東京スター銀行(以下、「当行」とします。)からお客さまへお送りしています取引残高報告書に、保有投資信託の「トータルリターン」が記載されていますのでお知らせします。トータルリターンとは、「評価額」、「受取分配金累計」、「売却金累計」の合計額から「購入金累計」を差し引いた金額であり、投資信託の新規お買付時から算出基準日までの全期間を通じた損益の合計金額です。従来、投資信託は、一部を中途解約したり収益分配金が支払われたりした場合に、それらを含んだ損益状況を把握することが困難でしたが、本制度の導入により、お買付後の総合的な損益状況を把握でき、投資成果が一目で確認いただけるようになります。

<トータルリターンに関するご注意点>

- トータルリターンは、投資信託の取引残高報告書に記載されるものであり、当行スターワン口座の取引明細書には記載されません。
- インターネットバンキング「東京スターダイレクト」にて、インターネットバンキング投資信託サービスをお申し込みされている場合、トータルリターンは電子交付される取引残高報告書に記載されます。
- トータルリターンは、元本の増減と分配金を合わせた運用収支額を示す参考資料であり、確定申告等の税務資料としてはご利用いただけません。

以上

